

せいめい

群馬県虐待から子どもの生命と権利を 県民全体で守る条例

～虐待から子どもの生命を守り、
子どもの権利が十分に尊重される社会へ～



～条例に込めた思い～

次代を担う子どもは、権利の主体として尊重され、守られるべき存在であり、虐待は決して許されるものではなく、虐待の防止は社会全体で解決すべき喫緊の課題です。

虐待をした保護者にも自らの被虐待経験など様々な背景があり、保護者を責めるだけではなく、真の問題解決に向けた支援を県民全体で考えることが重要です。

「年齢や性別、国籍、障害の有無等にかかわらず、すべての県民が、誰一人取り残されることなく」、幸福を実感できる社会の実現を目指す必要があります。

群馬県では、虐待から子どもの生命を守り、子どもの権利を擁護することに関し基本理念や施策の基本となる事項を定め、子どもの人権が尊重され、かつ、子どもが健やかに成長することができる社会の実現に寄与することを目的に「群馬県虐待から子どもの生命と権利を県民全体で守る条例」を制定しました。

基本理念 (第3条)

- ・ 虐待は、子どもの人権を著しく侵害する行為であり、何人も虐待を決して行ってはならず、また、許してはならない。
- ・ 虐待は、社会的要因、経済的要因その他の様々な要因により、いつでも起こり得るという認識の下に、子育て中の家庭が孤立しない社会の実現に向けて取り組まなければならない。
- ・ 子どもを虐待から守るに当たっては、子どもの生命を守ることを最も優先するとともに、子どもを権利の主体として尊重し、子どもの最善の利益を考慮しなければならない。
- ・ **全ての子どもは、児童の権利に関する条約の精神にのっとり、安心して生きる権利、能力を十分に発揮する権利、虐待を含めた暴力及び搾取から守られる権利、自己の意見を表明し、自己に関することに参加する権利その他の健全な成長及び発達をするための権利を有し、それが尊重されなければならない。**
- ・ 県、市町村及び関係機関等は、虐待と配偶者に対する暴力が、一つの家庭で同時に発生していることを想定し、相互に連携して家庭を包括的に支援する視点を持たなければならない。

虐待 (定義 第2条)

身体的虐待

イ 子どもの身体に外傷が生じ、又は生じるおそれのある暴行を加えること。

性的虐待

ロ 子どもにわいせつな行為をすること又は子どもをしてわいせつな行為をさせること。

ネグレクト

ハ 子どもの心身の正常な発達を妨げるような著しい減食又は長時間の放置、保護者以外の同居人によるイ、ロ、ニ又はホに掲げる行為と同様の行為の放置その他の保護者としての監護を著しく怠ること。

ホ 子どもに必要な医療を受けさせないことその他の子どもの利益に反する著しく不適切な養育を行うこと。

心理的虐待

ニ 子どもに対する著しい暴言又は著しく拒絶的な対応、子どもが同居する家庭における配偶者に対する暴力その他の子どもに著しい心理的外傷を与える言動を行うこと。

特徴的な規定

親権等の濫用禁止（前文、第5条）

- ・ 虐待が発生した場合には、必要に応じて**子どもと保護者の分離や親権の制限**等に踏み切る必要がある。
- ・ 保護者は、**親権その他子どもに関する一切の権限を濫用してはならない。**

早期対応（第11条）

- ・ 児童相談所の所長は、通告を受けた場合には、直ちにその内容に係る調査を行い、市町村及び関係機関等と連携して、**当該通告を受けてから24時間以内に**当該通告に係る子どもとの面会、面談等の方法により**安全確認措置**を講ずるよう努めなければならない。

社会の変化への対応（第20条）

- ・ 県は、虐待への対応において、対面によりその家庭を支援することを原則としつつ、子ども及び保護者の利便性の向上並びに児童相談所の業務の効率化を図るため、**インターネットを利用したサービスその他の情報通信技術の活用**等により社会及び地域の変化に対応し、**その時々新たな常識、習慣及び生活様式に適応した相談体制**を整備するものとする。

子どもの死因究明（第26条）

- ・ 県は、子どもが死亡した場合において、その死亡の原因に関する情報を検証し、**効果的な予防対策を導き出し**、及び必要な施策を行うことにより、**子どもの安心して生きる権利の擁護**に努めるものとする。

条例の構成

第1章 総則

目的（第1条）
定義（第2条）
基本理念（第3条）
県の責務（第4条）
保護者の責務（第5条）
県民の責務（第6条）
市町村の役割（第7条）
関係機関等の役割（第8条）

第2章 虐待の未然防止（第9条）

第3章 虐待の早期発見及び虐待通告に係る対応等

早期発見のための環境整備（第10条）
早期対応（第11条）
児童相談所の調査等（第12条）
情報の共有（第13条）
転出又は転入時の情報共有（第14条）
警察との連携強化（第15条）
医療機関との連携強化等（第16条）
地域における活動の推進（第17条）
人材育成（第18条）

第4章 家族及び社会形態に沿った虐待対応等

虐待への対応及び配偶者に対する暴力への対応の連携強化（第19条）
社会の変化への対応（第20条）

第5章 市町村事業への支援（第21条）

第6章 虐待を受けた子ども及びその保護者への支援等

虐待を受けた子どもへの支援（第22条）
保護者への支援（第23条）

第7章 社会的養護の充実（第24条）

第8章 子どもの死因究明等

重篤又は死亡事例の検証（第25条）
子どもの死因究明（第26条）

第9章 雑則

秘密の保持（第27条）
公表（第28条）

全文掲載先（県HP）



子どもに関する 相談窓口

群馬県中央児童相談所（管轄区域：前橋市、伊勢崎市、佐波郡）

住所 前橋市野中町360-1
TEL 027-261-1000

群馬県北部児童相談所（管轄区域：沼田市、渋川市、北群馬郡、吾妻郡、利根郡）

住所 渋川市金井394
TEL 0279-20-1010

群馬県西部児童相談所（管轄区域：高崎市、藤岡市、富岡市、安中市、多野郡、甘楽郡）

住所 高崎市高松町6
TEL 027-322-2498

群馬県東部児童相談所（管轄区域：桐生市、太田市、館林市、みどり市、邑楽郡）

住所 太田市新田木崎町369-5
TEL 0276-57-6111

こどもホットライン24

フリーダイヤル 0120-783-884（携帯電話の方 027-263-1100）
E-mail kodomo-soudan@pref.gunma.lg.jp

LINE相談窓口

アカウント名 ぐんまこども・子育て相談
アカウントID @050bnjkgf



（相談日時）

各児童相談所：原則月曜日～金曜日 8:30～17:15

LINE相談窓口：月曜日～金曜日 9:00～17:00（12:00～13:00は相談できません）

こどもホットライン24：24時間365日